

事務局組織運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事センター（以下「本センター」という。）定款第53条第4項の規定に基づき、本センターの事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局に、総務部、企画研究部、業務部及び海事センタービル事業部を置く。

2 企画研究部に、海事図書館を置く。

3 第1項の部に、必要がある場合には、課を置くことができる。

(事務分掌)

第3条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定款及び諸規程に関すること。
- (2) 登記、許認可及び諸届に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (5) 人事、労務及び福利厚生に関すること。
- (6) 秘書に関すること。
- (7) 理事会及び評議員会に関すること。
- (8) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (9) 予算及び決算に関すること。
- (10) 収入及び支出に関すること。
- (11) 資金計画及び財産の管理運用に関すること。
- (12) 契約に関すること。
- (13) 現金、預金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。
- (14) 事務の総合調整に関すること。
- (15) 他の部の所掌に属さない事務に関すること。

第4条 企画研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業に関すること。
- (2) 定款第4条第2号に規定する事業に関すること。
- (3) 定款第4条第4号に規定する事業に関すること。
- (4) 定款第4条第5号に規定する事業に関すること。
- (5) 定款第4条第6号に規定する事業に関すること。
- (6) 海運問題研究会の庶務に関すること。
- (7) 海事図書館の管理運営に関すること。

第5条 業務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 定款第4条第3号に規定する事業に関すること。
- (2) 融資に関すること。
- (3) 補助金及び融資金の使途及び管理運用についての監査に関すること。
- (4) 海事公益事業補助審査委員会の庶務に関すること。

第6条 海事センタービル事業部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本センターが所有する不動産の保全及び管理運営に係る業務に関すること。
- (2) 前号の業務に係る会計に関すること。

(職制)

第7条 事務局に、事務局長を置く。

- 2 部に、部長を置くとともに、必要がある場合には、主席研究員、次長、上席研究員、課長、主任研究員及び研究員を置くことができる。
- 3 海事図書館に、館長を置く。

(令和4年4月1日 一部変更)

第8条 事務局長は、事務局の所掌事務を統括する。

- 2 部長は、その担当する部の所掌事務を統括する。
- 3 館長は、海事図書館の管理運営に関する事務を整理する。
- 4 部次長は、命を受け、部長を補佐して部の所掌事務を整理し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 事務局に、必要がある場合には、臨時職員を置くことができる。

(補則)

第10条 前各条に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。